

< 重要 >

計画変更申請で追加しようとする施工事業者についてお知らせがあります。

I. 着工が可能となる日について

計画変更申請で追加しようとする施工事業者が補助対象となる住宅・建築物の着工が可能となるのは、計画変更申請書を提出した**計画変更の受付期間終了日の翌日以降**です。

(第1回計画変更の場合は 平成30年9月1日(土)以降に着工)

なお、グループへの配分額の範囲内での着工に限ります。

※平成29年度と異なりますので十分ご注意ください。

II. 着工前(更地)の敷地写真について

I.の着工が可能となる日以降に着工前(更地)の敷地写真を撮影し、交付申請時に提出していただきます。

(第1回計画変更の場合は 平成30年9月1日(土)以降に撮影)

採択通知の番号を写し込んでいただきます。

良く読んでください。

II. 着工前(更地)の敷地写真について(全ての住宅・建築物)

- ① 敷地写真は**着工前の更地**とし、**I.の着工が可能となる日以降に撮影**してください。
- ② 写真には、**採択通知の番号、建築主名(売買は物件名)、撮影日**が記載された**看板を写し込んで**ください。
- ③ 採択通知の番号とは、採択通知書右上の「国住木第●●●-●●●」の●の部分です。
- ④ 写真は、**異なる場所(対角となる2方向)から撮影**した敷地全景を2枚提出してください。
- ⑤ 写真の**看板の記載事項が読み取れないもの、看板に必要な情報がないもの、看板が無いもの**など、I.の着工が可能となる日の段階で着工していないことが確認できない場合は**交付決定いたしません**。
- ⑥ **写真データを加工したものは不可**です。電子黒板も原則不可です。
なお、電子黒板については、**信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用した場合に限り使用可能**です。必要に応じて写真データを提出していただきます。写真データの信憑性が確認できない場合は、I.の着工が可能となる日以降の着工が確認できません。